

(仮称)下北地域一般廃棄物等処理施設建設に伴う
環境影響評価準備書に対する意見書の概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 対象事業の名称 | 下北地域一般廃棄物等処理施設建設事業 |
| 2 | 対象事業の種類 | 一般廃棄物処理施設の建設 |
| 3 | 対象事業の実施場所 | むつ市大字奥内字今泉66番地内 |
| 4 | 意見の数 | 9件 |
| | 参考 | 縦覧期間：平成12年8月10日から9月11日まで
意見書の提出締切：平成12年9月25日 |

5 意見の概要及び事業者の見解

- (1) (新施設の建設費で)国庫補助分を引いても54億の8市町村の負担となり、それでいて耐用年数が15~20年と聞いた。

8市町村の全人口で割って一人あたりどの程度の負担になるのかを考えれば、ごみ以外のもっと市民生活に必要な分野での負担軽減を図るべきではないのか。

よって、ごみ減量のためにもっと予算を使い、処理施設を長く持たせるべきであり、そのためには、ごみをただ燃やすだけでなく、ボランティアを募り粗大ごみ(家具類)、電気製品、子供のおもちゃなどを再生し市民に安く提供する。あるいは台所から出る生ごみを堆肥にして化学肥料を用いない農業の普及などの、未来により良い環境を残すための啓蒙活動に経費をかけることも意義がある。

「ごみが多いから80億で買いました。15年から20年しか持ちません。また新しいものが必要です。」「素晴らしい処理施設が出来ました市民の皆さんどんどんごみを出しても大丈夫ですよ。15年から20年持ちますよ。その後はまた新しいものを買いましょう。皆さんの税金で。」と受け取れるものである。

むつ市にあちこちから危険なごみが運び込まれようとしている。

子供達に豊かな自然を残してもごみ王国は絶対に残したくない。80億の買い物をする前にごみ問題をもう少し深く考えて欲しい。

地球規模で環境を考えなければならない時期である。

事業者の見解

年々増え続ける廃棄物を、市民と行政が一体となって処理・処分することが努めであり、行政にとっては、現実的に日々排出されるごみの処理は切実な問題であると共に、最重要課題の一つでもあると認識している。

しかも、ごみの処理を環境にも優しい手法で行うためには、それ相応の施設整備も必要である。

通常、このような施設の耐用年数は15~20年だが、施設の適切な維持補修に努め、運用方法の工夫等により少しでも長持ちさせることができるよう取り組んでゆく。

また、粗大ごみ等の再生による市民への提供については、大きくは製造・流通・消費者・行政とが一体となった長期・安定的な運用システムの構築が必要であり、地域的には、指摘のような方法だと、需要と供給のバランスを考慮しつつ年間を通じた適切な運用を図る必要があることから、その間の恒常的なボランティアの確保や、市民が利用しやすい場所や運用体制の整備が必要となり、かなり大がかりかつきめ細かなシステムも必要となる。

現在、むつ市消費者の会で実際に行っている「不用品の交換」活動等の状況を参考に検討を進める。

また電気製品については、平成13年4月に「家電リサイクル法」が施行され、この法律では、従来粗大ごみとして回収されていたエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目が販売店での引き取りになり、その方向で対応し、他の電気製品についても、今後、同法の施行後の状況を見極めその対応に努める。

また、ごみのみに限らず、市民生活に必要な分野での負担軽減を図るべきではないかとの観点については、子供達の未来を考えたうえでの視点であると思われるが、本課題は、家庭・学校・地域のそれぞれの役割を改めて見つめ直して、相互の連携を強化すべき面も必要であり、特に、ごみの減量に関しては、さらに市民の協力を得るような、積極的な施策の展開を図る。

- (2) 町内会に入っていない、例えばアパートの住人等はごみの減量はおろか、分別も基本的なルールが守られていない。

税を納めているという意識だけでごみの基本的なルールも守らなくても良いという市民がいるのであれば、それを啓発するための条例を作ったらどうか。

それがだめであれば、ごみ収集場所毎に「ごみ減量等推進員」を配置し、資源ごみを分別できるようにすべきであり、その推進員には、ごみに対して関心の高い人等を採用して減量に取り組んで欲しい。

事業者の見解

「ごみ」はある意味では、個人それぞれの生き方を顕わしているものであり、そのような視点からはやはり人それぞれのモラルに依存しその向上が図られるべきものと考えらる。

一定のルールの基での排出等、ごみ処理のマナーについては、町内会の協力を得ながら、さらに向上が図られるような施策を検討する。

推進員制度は、現在運用しており、町内会からの推薦をいただいているが、それぞれの町内会においては、推進員を引き受けてくれる方がいなくて苦慮している現状にもある。

- (3) 「使用済み核燃料中間貯蔵施設」には絶対に反対。

多様化する市民のニーズに応えるためとはいえ、現世代のニーズに応えるだけでなく将来の子供達のことも考えて取り組むと共に、市民を信じてごみにも取り組むべきである。

事業者の見解

指摘の事項については、下北地域一般廃棄物処理施設建設に伴う環境影響評価準備書に対する意見とは意図が異なる。

- (4) 資源ごみの回収を月2度にして欲しい。

事業者の見解

資源ごみ収集回数の増加を求める声も多いことから、実施の方向で回収日の増加を検討している。

- (5) ごみの中間処理施設を作るのは考え直した方がよい。
個々の家庭でも、ごみに関心を持ち始め、減らそうとリサイクルに取り組み始めている。
増え続ければどうなるかを心配するより、今以上にごみの分別収集に力を入れるべきで、現行の月1回の資源回収では、家庭での分別スペースを考えれば無理があるために分別していないのだから資源ごみの収集日を月2回以上にするなどして減量対策に経費をかけるべきだ。
巨費を投じて施設を作るなど信じられないし、それはそのまま借金になるのではないか。

事業者の見解

全国的にも、また地域的にも住民が「ごみ」の問題に対して大きな関心を寄せている傾向にあることは、大変喜ばしいことであり、特に当市においては、平成7年9月及び本年の4月から容器リサイクル法に対応した分別収集を実施したが、市民こぞって協力してくれている。

現在、分別された資源ごみに関しては、その適切な処理により再資源化ルートに則って措置しているものの、現実的に排出されるごみは、それ以外にもかなりの量があり、この排出されたごみを適切に処理しなければならないということが行政の責務でもある。

今後ごみの減量対策は、更なる市民への協力をお願いし、資源ごみの回収回数は、指摘の方向に沿う形で検討を進める。

- (6) 下北の各市町村のごみがどんなもので、どのくらい排出し、現在それが各市町村でどのように処理されているのかの実態を細部にわたって市町村民に知らせているのか。

事業者の見解

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条には「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」と定められており、各市町村は、年度当初にそれぞれのごみ処理基本計画を定めて告示している。

むつ市も、毎年度当初に前年度の排出実績をもとに当該年度のごみの排出量を予測し、その処理方法についての計画を告示している。

今後、ごみの種類や排出状況等については、必要に応じて「市政だより」で周知する等の手法も検討する。

- (7) 派生するダイオキシン等の環境ホルモン対策は。また、最終処分地はどうなるのか。

事業者の見解

本計画で建設する施設は、平成14年12月1日に適用される国のダイオキシン排出基準である $0.1\text{ng} / \text{Nm}^3$ に対して $0.01\text{ng} / \text{Nm}^3$ を保証するものである。

また、二酸化硫黄や二酸化窒素、ばいじん等の他の物質についても、規制基準値の $1/4$ から $1/60$ をクリアーする計画である。

さらに、本計画では、施設に入ったごみは最終的に全て資源として再利用が可能で最終処分場に搬入されない。

- (8) 施設の立地場所選定について、現在の焼却施設に続いて新しい施設も同じ場所に建設することが納得できない。

新施設の耐用年数 20 年となればその後すぐにまた次の処理施設を作らなければならなくなる。

現在の建設を予定している場所の選定はどのようにして行われたのか。

4 箇所程度の候補地があがったというが、どの程度まで検討しその取捨選択の根拠は何か。なし崩し的に現在の場所に決定したように見え、次の施設も同様に決定される可能性が高い。

そのことについて各市町村や現地居住者の同意を得たのか。

事業者の見解

平成 10 年 4 月に「青森県一般廃棄物広域処理基本構想」が策定され、県内を 6 ブロックに分けてごみ処理の広域化を促進するよう指導しており、これを受けて当地域も、圏域内市町村長会議で「ごみの共同処理」を推進することを決定し、以降の検討の中で圏域内の町村の搬入経路を勘案のうえ、下北の中心地であるむつ市に設置することとし、むつ市内での建設位置についてはむつ市に一任された。

むつ市は、市内数カ所の候補地について検討したが、冬期間の周辺からの搬入の問題や新たな用地を取得して用地造成を行うことの財源の問題等を総合的に検討した結果、現焼却施設の隣地を買収して拡張し建設候補地とすることを提案し市町村長会での同意を得た。

また、一般廃棄物処理施設建設についての、法的な設置予定地周辺の住民同意は必要とされていないが、近隣 11 地区の町内会には本計画の詳細を町内会毎に説明会を開催して理解を得たものと確信している。

さらに、施設の操業開始後も自治体・事業者及び近隣住民との協議会等を組織し、住民の意見を反映させることが可能な運営体制を目指して準備を進めている。

次の施設については、現時点では言及できず、その時点での検討に委ねる。

- (9) 予定地の環境影響評価はどのようにして進められたか。

どんな人たちが行ったか。

事業者の見解

青森県環境影響評価要綱に基づき、「環境影響要因の抽出」と、「調査の対象とする環境要素と調査地域の選定」を行い「事業計画概要書」として県に提出した。

その後、平成 11 年 7 月から平成 12 年 6 月まで春・夏・秋・冬の四季を通じた調査を大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音振動・悪臭・植物・動物・景観の全 8 項目について実施し、その調査結果を取りまとめたうえで、本事業計画実施後の周辺環境への影響を予測したものが今回の「環境影響評価準備書」である。

今後、市民の環境保全上の見地からの意見と事業者の見解を取りまとめ、県に報告後、県の環境影響評価審査会の審査を経て、県知事からの意見が附され、その対応を踏まえて「環境影響評価書」を作成し、再度地域住民に縦覧する。

これら一連の環境影響評価は、廃棄物コンサルタント及びその基で調査分析の専門の技師が実施した。

- (10) 地権者は誰で、その人達の許諾の状況はどうであったか。

事業者の見解

地権者は全部で5名おり、下北地域広域行政事務組合に本施設建設及び管理運営の事務が加えられた後買収することで地権者の内諾を得ている。

- (11) 処理された派生物質の毒性がどんな程度かを、どう認識しそれを予め周知させていたか。

事業者の見解

本計画施設での、ごみの溶融処理における派生物質は、実証炉における試験データにより周知している。

例えば、ダイオキシン類の発生は実証炉における試験結果等は $0.0004\text{ng} / \text{Nm}^3$ 程度であり、さらに重金属成分等の毒性の高いものを多く含む「溶融飛灰」は発生しない。これらの実証データは要望に応じて周知する。

- (12) 将来（長期間）「万が一の汚染事故」が発生したときにどうするのかの対策はたてているのか。

立てているとすればそれは信頼できるのか。

被害の補償は考えているのか。

事業者の見解

あらゆる施設に云えるが、将来にわたって事故が全く無いとの断言はできない。

しかし、現在のところ、導入予定の炉に関し海外の実働機及び実証炉においては大規模な汚染を伴う事故が発生したというような事例もなく、技術的な欠陥に基づくトラブルの発生はない。

千葉市に本システムの日本における最初のプラントがあり、その実証試験データにより、厚生省が新規のごみ処理技術の審査と認証を依頼している（社）全国都市清掃会議の「技術検証・確認」を平成12年3月31日付で得て技術的には立証されたものと認識している。

万が一の時を想定した対応として、基本的に外部にその影響が出ないように設計しており、なおかつ、そのような事故に対しては、施設の所有者及び管理運営の最終責任者である自治体（下北地域広域行政事務組合）が負うという考え方である。

- (13) 廃電池・廃蛍光管・フロンガス、スプレー・PCB・古くなった農薬・危険な薬品類等の「有害ごみ」の回収についてどのように考えているのか。

例えば資源ごみの回収日などにそのようなごみも併せて回収するなどの方法がとれないか。

事業者の見解

指摘の廃棄物のうち廃乾電池・廃蛍光管については、清掃センターへの直接搬入、もしくは回収ボックスによる回収、あるいは販売店への持ち込みをお願いし、回収された廃乾電池・廃蛍光管は、それを安全に処理することができる北海道の業者に処理を委託しているが、新施設稼働後もこれらの「有害ごみ」は同様な形で処理する計画であり、その収集形態については、今後他の有害ごみも含めて町村と一体となって適正な処理を検討している。

- (14) 「燃えないごみ」の袋の中に資源ごみである空き缶などが入っているのを見かけるが販売店の協力を得るなどしてデポジット制を導入する等の考えはないか。

事業者の見解

平成7年度から、ごみの減量を目的とした資源ごみの集団回収を実施し、平成11年度にいたるまでその回収量は増加している。

しかしながら、ごみの総排出量は平成8年度には減少したものの、平成9年度からは微増傾向にあり、資源ごみの回収量もごみの排出量も増加傾向を示している。

デポジット制は、消費者に販売される商品に対し一定額の預り金(=デポジット)を上乗せして販売し、容器等を返却されたときにそれを払い戻すという制度だが、デポジット料金の払い戻しという経済的手段によって、使い捨てをなくし、回収率を上げ、リサイクルを図るということでは資源ごみの回収に非常に有効な方法であるものの、デポジット制度の導入は、単純に自治体と販売店との協力のみではなく製品を作る側の協力も不可欠であり、これらについては地方自治体のみならず、国、経済界、そして何よりも消費者が一体となった協力体制が必要で、現時点では、現行制度の拡充及び啓発啓蒙による一層のごみの減量化・資源回収に協力をお願いする。

- (15) 現有焼却施設周辺の土壌汚染はどうなっているのか気がかりである。

事業者の見解

環境影響評価準備書186ページに示すとおり、土壌汚染調査結果によれば、現有焼却施設周辺の土壌汚染は「環境基準を満足している。」あるいは「基準を大きく下回っている。」という結果である。

- (16) 最終処分場からの掘り起こしごみにも対応可能だとあったが、実際にそのような計画があるのか。

長い間放置していたごみは化学変化により多数の環境ホルモンや化学物質で大変危険であり、掘り起こすことでそれを周辺にまき散らすことになり環境汚染が心配であるが、そのことへの対策をたてての話なのか。

また、掘り起こした場合の作業員や周辺住民への定期的な健康診断、飛散した物質の測定、測定結果の標示などを考えて欲しい。

事業者の見解

本計画の炉型式は、既存の最終処分場からごみを掘り起こして熔融処理することが現実的に可能であるが、最終処分場からの掘り起こしごみは大量の土砂が混じっており、これらをガス化熔融するとなると大きなエネルギーが必要で、不経済な処理ということにもなる。

一方では、下北郡内の各最終処分場が、十分に確保出来ていないというところもある。

本計画では、従来各市町村で埋立処理してきた不燃物も処理が可能であり、埋立処理が必要な「残さ」も排出されないため、最終処分場への計画埋立量がゼロになり、最終処分場の延命化の一助となっている。

現時点では、最終処分場から掘り起こしたごみを処理する計画は無いが、将来、処理しなければならなくなったとしても、指摘のような事項については、詳細調査の上、健康診断の実施や測定結果の公表等も含め、細心の注意をもって対処する。

- (17) 説明会の時には煙突からは水蒸気と二酸化炭素しか出ないとメーカーの人が言っていたが、準備書の予測結果には二酸化硫黄・ダイオキシン等が記載されていて食い違っているがどうということか。

その場逃れのうそを言ったのではないのか。メーカーの体質が問われ、何か起きたときにうそを言う会社の製品を買うのは市民への裏切り行為である。

ダイオキシン類は立ち上がり生成されやすいが、本当に「水蒸気と二酸化炭素しか出さない。」のなら24時間の連続運転の意味がないのではないか。

事業者の見解

予測結果では確かに二酸化硫黄・ダイオキシン等が排出される。

しかしながら極めて微量であり、説明会の際の発言は専門的な部分なため、環境影響評価の業務を委託しているコンサルタントが主要な成分を説明したものである。

(建設業者は説明会には入っていない。)

- (18) 家庭の主婦は、ごみに対して相当な神経を使い「ごみ分別のプロフェッショナル。」と言っても過言ではない。

そういう主婦の声を生かせれば、分別やごみの減量に大いに力になるはずであり、一例として、ごみ減量推進委員会に誰でも参加できるように広報で案内するとか、ごみの収集所に何人かのごみ減量員をボランティアでにおいて分別が出来ていなかったら抜き取ることが出来る制度を作るとか、公共の施設の前に空き缶回収機を置いて1缶で何ポイント・何ポイント集めれば図書券と交換する等、ごみの減量に対する様々な意見提言を汲み取り、上意下達ではなく、広く市民の意見をくみ取れる体制を作って欲しい。

事業者の見解

家庭の主婦のごみに対する関心が近年高まっていることは大変に喜ばしいことであり、そのような方々のご意見に耳を傾けることは大変重要で、かつ、それを具体化することも大切なことと考えている。

市では、市内学識経験者や各種団体の代表者15名以内で構成される「むつ市廃棄物減量等推進審議会」に対して、必要に応じて収集回数や形態等のごみの収集・処理に関する事項を諮問しており、その答申を施策に積極的に反映している。

本制度に加えて、今後どのような形で「ごみの減量化」に市民一人一人の意見を反映させることができるかを検討することはもちろん、市民の意見は随時広報広聴課で提言できるシステムとなっていることを周知する。

なお、一定のルールのもとでの排出等、ごみ処理のマナーの向上は、町内会のさらなる協力を得ながら、より一層の向上が図られるような施策の検討を進めるが、推進員については、現在町内会からの推薦により運用しており、また、ポイント制は、現実的にかなり無理があると考えられるものの提言として受けとめておきたい。

- (19) 準備書中の事業の目的の前半は理解できるが、むつ市は、国及び青森県の指導に基づき、究極的には「ごみゼロ(廃棄物循環型)社会の実現」を目標として施設を建設するとあるが、自分の持っている意見とはほど遠く、どういう社会の実現を意味するのか。

例えば、生ごみは堆肥化する、プラスチックはプラスチック原料にするといったものとは違うのか。違うとしたら、美しい下北を後世に引き継ぐという根本は同じでも事業として考えたときの市の方向は違うのではないか。

事業者の見解

廃棄物循環型社会とは、「人間が出すごみを資源化する等の方法で有効に利用し、最終的にはリサイクルの輪の中に取り込むことで最終的な廃棄物（灰等）を出さない。」という概念であり、本計画では、計画施設に搬入された「ごみ」は、最終的には全て再利用が可能な資源となっている。

計画施設から排出されるもの及びその利用先は

スラグ	路盤材・セメント原料・ロックウール原料
メタル	銅精錬原料・カウンターウエイト
金属水酸化物	非鉄金属精錬原料
混合塩	苛性ソーダ原料
硫黄	硫酸原料

であり、それぞれを有効利用すると共に、再利用方法が確立され、現在、分別回収をしているペットボトル等はカレット化してプラスチック原料として利用される。

生ごみの堆肥化については、個々の家庭での排出抑制を推進するためにコンポスト等の購入助成をしている。

当地域で出た大量のごみを堆肥化するとその再利用の見通しが立たない（需要が無い）ため、本計画では、ごみをガス化して発電に再利用したり、上記のように処理残さを資源として再利用するものである。

- (20) 市民の目の位置に立った市政を、市民の意見が反映される市政運営をして欲しいし、今のごみ処理施設建設は納得できない。

もっと、市民に、日本では、世界ではといった見方でどういう処理施設が望ましいのか提言を出して欲しい。

事業者の見解

市民の視点に立った市政運営は常々最も留意しているところであり、今後も、あらゆる機会を捉えて提言等の把握に努める。

また、ごみ処理施設については、特にその処理対象地域のごみ質が大きな問題となり、そのような視点から、処理方式については最新技術の検討を進め、世界でも最新の処理方式をこの度採用したものである。

今後、収集体系等も市民の協力を得て、より先駆的な視点で検討を進める。

- (21) 環境問題・ごみ問題に対し様々な提言をしている高木善之氏の講演をお願いしたい。

事業者の見解

検討したい。

- (22) 日処理量144tは、ここ数年の排出量にもとづいて算出されたそうだが、今後もゴミの排出量が減少しないという想定に疑問を感じる。

なぜゴミの排出量を従来より減らすという前提に立たないのか。

新処理施設が、ダイオキシンの発生を抑え、処理後に資源化できるとはいえ、ごみに対する基本的な考えは、先ず発生抑制のはずである。

ごみの減量に住みみんなで取り組み、小型の炉を建設すべきである。

大規模・高性能の処理施設の建設は、ごみを少なくする必要が無くなってしまふ。

事業者の見解

本計画における施設規模の算定は、これらの施設を整備するために国で定めた基準を用いて算出しており、予測指標の基となるデータに関しても現実的な数値を用いているため、決して過大なものとはなっていない。

また、いくらでもごみを受け入れるのではなく、「現実には排出されるごみをどのように効率的に処理するか。」という考え方であり、ごみの減量には対応可能な整備計画をし、ごみの減量化にはさらに市民の協力を得られるように努め積極的な取り組みを進める。

- (23) 不燃物でも処理できるということは、有害物質を生じるものを使わないようにするという市民の姿勢を無視することだ。

事業者の見解

計画施設に搬入された不燃物は破碎後、手選別ライン・磁選機等により、資源となりうるものは回収し、それ以外はガス化溶融処理するが、ダイオキシン・重金属などの有害成分は冷却設備・ガス処理設備・除去設備・水処理設備等を経てその殆どが分解され無害化または、資源として回収する。

有害物質を生じるものを使わないようにするという市民の姿勢がさらに拡大され、ごみの減量が現実的なものとなり、結果として環境負荷の低減につながるように市民の協力を得るような施策の展開を図る。

- (24) 新処理施設は、循環型社会ではなく浪費社会を求めているように感じる。

巨費をかけて処理施設を作るよりも、市民へのごみ減量化の働きかけや、生ごみの堆肥化事業の実施、粗大ごみの再活用、資源ごみの回収を増やすなどに力と資金を注ぐべきで、限りある財源を有効に使うことと、ごみの減量化が行政に求められていることだ。

事業者の見解

「出たごみをいくらでも処理するために新しい施設を建設する。」という視点での意見かと考えるが、今回の計画は「現実に出るごみをいかに処理して、今後のごみの減量化にも対応してゆくか。」という基本的な考え方に立脚している。

ごみの減量化と資源化には、今後も積極的に取り組み市民の協力をお願いしてゆく。

- (25) 1994年の環境基本法では「第1に廃棄物の発生抑制、第2に使用済み製品の再利用、第3に回収されたものを原材料として利用するリサイクル。」となっている。

今回の日処理量144tは過大であり、いくらでもごみを出して良いとも理解でき、過去のデータを基に今後は減るものとして施設能力を決めるべきで、環境基本法の廃棄物リサイクル対策に逆行するものである。

最も大切なことは、市民にごみを減らすように啓蒙し、次に、処理した後の再資源化よりも、再利用を行政として推進することが必要なのではないか。

事業者の見解

本計画における施設規模の算定は、国で定めた基準を用いて算出しており、予測指標の元となるデータも現実的な数値を用いて算定している。

平成7年度から市民の協力により、ごみの減量を目的とした資源ごみの集団回収を実施しており、平成11年度まで年々回収量は増加している。

しかしながら平成8年度では減少傾向となったごみの排出量は平成9年度から再度微増傾向に変化して、現在では資源ごみの回収量もごみの排出量も増加傾向を示している。

これまで以上にごみ減量・リサイクルに関する啓蒙は実施する考えであるが、現実には排出されるごみの処理もまた重要な課題である。

日処理量144tが過大とあるが、リサイクル意識の向上によるごみの減量をも想定した施設規模を設定しており、決して過大なものとはなっていない。

再利用の推進も今後さらに検討を進める。

(26) なぜ、下北全域という広域の施設を作るのか。

厚生省は、小型焼却炉にも補助金を出すので、自分のところのごみは自分のところで処理することが原則だ。

身近なところに処理施設があれば、ごみに自ずから関心が行くし、小さな施設の方が管理も行き届くと考える。

事業者の見解

平成14年12月1日から適用される維持管理基準は、特にダイオキシンの $0.1\text{ng} / \text{Nm}^3$ の規制基準値をクリアする対策として炉内温度を800以上を設定し、24時間の全連続運転等を義務づけており、下北郡内では1日の排出量が3t程度の町村もあり、このような小規模施設では24時間の連続運転は不可能である。

厚生省の指針においても、平成11年度では、最低で日量100トン程度の全連続式(24時間運転)ごみ焼却施設を設置することとしていたが、平成12年度では、100t/日以下の規模の炉に対しても補助するという方針を出した。

しかし、地域が一体で建設することで環境負荷の低減等の性能のよりよい施設整備が可能になり、これを、総合的・長期的観点からみれば、究極的には住民負担の軽減(人員の削減等)につながるものであり、容器包装リサイクル法の施行や、物質回収の促進、ごみ処理方法の見直し等により、いわゆるリサイクル社会の構築に向けた取り組みを進めることが重要となってきたことから、圏域内市町村の個々の取り組みでは、例えば近来増大しているペットボトル対策についても、それぞれの排出量の問題があり、かなり経済的デメリットが派生し、共同での処理が高効率であり、これらを総合的に判断した上で、広域化を図ることとしたものである。

(27) 予想外の有害物質が発生した場合対処が出来るのか。

ダイオキシンや二酸化硫黄は外部への排出防止策に務めるとあるが、処理施設は化学反応工場であり予測できない有害物質が出るおそれがある。

そのような場合の対応策は講じているのか。

事業者の見解

このことは、現時点で具体的な対策を立案することは困難であるが、今後もそのような有害物質に対する情報収集に努め、随時対応が可能である体制の整備をする。

- (28) 有害物質による大気、土壌、水質の汚染は環境保全目標を達成できるとの予測だが、目標値に達していれば良いというのではなく、限りなくゼロに近づけて欲しい。
また、事故や故障で通常時より多く排出されてしまった場合には即操業停止することになっているのか、速やかな公表を考えているのか。

事業者の見解

今回の計画は、特にダイオキシン類において、国で定めた環境規制値よりもかなり厳しい目標値を独自に設定し、さらにそれ以上の性能保証をプラントメーカーに求め、提案されたメーカーの性能保証値は当方で求めたものよりさらに低い値となっている。

環境保全の規制や目標は達成できればそれで良いというのではなく、限りなくゼロに近づけるための運転面・技術面での検討をさらに進めると共に、万が一の時を想定した対応として、基本的に外部にその影響が出ないような設計となっている。

事故が発生した場合を想定し、常日頃からの住民との連携に努め、事故時には速やかな公表（事故の規模・周辺への影響・避難などの必要性の有無等）及び広報体制等の整備を進め、さらに、計画施設入り口付近等に環境モニター等を設置し、大気汚染に対する住民の監督を行えるようにし、施設の操業開始後も自治体・事業者及び近隣住民との協議会を組織し、住民の意見を反映させることが可能な体制を目指して準備を進めている。

- (29) 清掃車両の増加が考えられるが、冬期間は歩行者の危険が増し、現在でも国道の除雪をすると歩道には雪が溜まり、地区に小学校があるにも関わらず配慮がない。
冬期間の交通事故から周辺住民を守る対策を必ず講じるべきである。

事業者の見解

下北郡内の全ての一般廃棄物の処理を実施することになるため、確かに、清掃車両は増加するが、本事項は、冬期間の対応のみならず、総合的な車両の安全な運行、及び歩行者の、特に冬期間の保護について関係各機関での一体的な協議が必要な事項である。

- (30) 採用機種が決定しない内は詳細な明記が出来ないにしても、本年8月時点で、総建設費の概算価格、おおよそのランニングコスト、焼却残さの出現量と処理方法それに伴う費用、最終処分場での埋立負荷などの説明が明確でない。

事業者の見解

環境影響評価は、計画施設の建設及び運営により周辺環境に対しどのような影響を与えるのかを予測・評価するものであり、その評価結果に対する対策を実施計画において反映させ、より良い計画とすることを目的としてなされるものであるため、指摘項目は縦覧事項とはなっていない。

- (31) 最終残さについては建設事業者側がむつ市の域外に搬出処分するから、その方法、費用とも考慮に入れなくとも良いとのことだが、当該残さの域外移動禁止の条例等が施行された場合はどうなるのか。
新施設でそれらも処理するという対応を図るべきではないか。

事業者の見解

本計画の最終残さは、スラグ・メタル・金属水酸化物・混合塩・硫黄となっており、これらは「残さ（廃棄物）」ではなく「再利用が可能な資源」としてとらえられその再利用先もほぼ見通せる状況にある。

現時点では、将来的にこれらが条例等により域外移動禁止になることはないものと考えられる。

- (32) 準備書に謳われているごみゼロ社会の実現は可能な段階にある。

現在選択している処理方式以外にもこの地域にとって建設費、ランニングコスト共に有益な方式があり膨大な経費節減が可能である。

現在、未契約・未着工であり検討、確認の時間はまだあるのだから今少しリサーチして決定すべきである。

事業者の見解

今日までで選択した処理方式を見直した場合、以下の問題が派生する。

第1点目 ごみ処理のプロセスが異なるので環境影響評価の予測条件が異なり一部修正が必要となる。(半年程度を要するか。)

第2点目 当計画では、施設の建設コストのみならず、その後の運営及び環境負荷や最終残さも含めてトータル的に検討してきており、1年以上にわたる期間を経て決定されたが、その検討を最初からやり直さなければならない。

第3点目 以上の作業を視野に入れると平成14年12月1日の排出基準値のクリアが出来ず、下北郡内町村も同様に処理できないごみであふれてしまう。

今日までの検討の中では、検討の対象となる処理方式の全てについて協議してきたものであり、限られた期限の中で上記のような問題への対処も含め現在の工程の中ではこのままで進まざるを得ない状況にある。